

重点の全体像	重点事項数	重点番号	該当頁
1. <b>子ども・子育て</b> について、柔軟な支援の提供等によりサービスの質・量の確保等を図るもの	12	1番～12番	2～12
2. <b>医療・福祉</b> について、要件の見直し等により必要なサービスの確保等を図るもの	6	13番～18番	13～17
3. <b>街づくりや土地等の有効活用</b> について、要件や手続の見直し等により地域資源の活用促進等を図るもの	7	19番～25番	18～28
4. <b>地域における交通網・運送網</b> の円滑な確保を図るもの	4	26番～29番	29～33
5. <b>地域における安心・安全な暮らし</b> について、地域の迅速かつ的確な対応を図るもの	4	30番～33番	34～36
6. <b>民間事業者等</b> の積極的な活用を図るもの	3	34番～36番	37～39
7. <b>その他関係規定の見直し</b> により多様なサービス提供や行政適正化・効率化等を図るもの	9	37番～45番	40～48

# 重点事項に係る関係府省からの第1次回答及び主な再検討の視点

## 1. 子ども・子育てについて、 柔軟な支援の提供等によりサービスの質・量の確保等を図るもの

	提案	提案団体 (関係府省)	提案の概要	関係府省からの第1次回答の概要 ※フォローアップ案件は当該年の対応方針	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
1	<p><b>特定地域型 保育事業者 に対する 「確認」の 効力の拡大</b> (子ども・子育て 支援法) 【法律改正】</p>	<p>豊中市、堺市、 滋賀県、京都 府、大阪府、 兵庫県、和歌 山県、鳥取県、 徳島県、京都 市、大阪市、 神戸市、関西 広域連合、指 定都市市長会 (内閣府、厚 生労働省)</p>	<p>家庭的保育や事業所内保育 等を行う地域型保育事業者は、 地域型保育給付の支給に係る 事業を行う者として市町村に よる「確認」を受ける必要が ある。現行制度では、ある事 業所が所在する市町村(甲) 以外の市町村(乙)の区域に 居住地を有する者が当該事業 所でサービスを利用する場合、 事業者は市町村(甲)及び (乙)の両方の確認を受ける 必要があるところ、市町村 (甲)による確認のみで足り ることとする。 これにより、地方公共団体 及び事業者の事務負担の軽減 に資する。</p>	<p>地域型保育事業は、地域の実情 に応じて生じているニーズにきめ 細かく個別に対応する性格のもの であり、広域的な利用を念頭に置 いておらず、各市町村長が行う確 認の効力は、それぞれその市町村 の住民に限られている。これによ り、他市町村の住民が利用する場 合に、市町村の調整等が行われる ことが制度的に担保されている。 提案については、このような地 域型保育事業の趣旨を十分に踏ま え、慎重に検討すべき。 なお、本規定に基づき必要な手 続については、従来から事務の簡 素化を図ってきたところ。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 現状でも、地域型保育事業者に 対する事業者所在市町村以外の市 町村が行う「確認」(その前段の 「同意」を含む。以下同じ。)が 行われる前に、市町村間の調整は 利用調整の過程で十分行われてい るところである。その上で当該 「確認」事務を廃止した場合に生 じる具体的な支障があればお示し いただきたい。支障がないのであ れば、廃止に向けた検討をするべ きではないか。</li> <li>○ 子ども・子育て会議において、 地域型保育事業者に対する事業者 所在市町村以外の市町村が行う 「確認」を廃止することについて、 早期に具体的に議論いただきたい。</li> </ul>

# 重点事項に係る関係府省からの第1次回答及び主な再検討の視点

## 1. 子ども・子育てについて、 柔軟な支援の提供等によりサービスの質・量の確保等を図るもの

	提案	提案団体 (関係府省)	提案の概要	関係府省からの第1次回答の概要 ※フォローアップ案件は当該年の対応方針	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
2	<p>里帰り出産等に際しての一時預かり事業の利用に係る条件の明確化 (児童福祉法) 【通知改正等】</p>	<p>鳥取県、日本創生のための将来世代応援知事同盟 (内閣府、厚生労働省)</p>	<p>里帰り出産等の際に一時預かり事業を利用する場合に、元々の居住地において保育所等を退所することの要否を明確にする。 これにより、一時預かり事業の利用に際しての障壁(保育所等を一旦退所する等)を解消し、保護者による同事業のスムーズな利用に資する。</p>	<p>一時預かり事業については、市町村が地域の実情を踏まえて実施しており、当該市町村の子どもが対象となることが原則。 一方、事業実施に係る要件等は、実施要綱(「一時預かり事業の実施について」)において全国統一的に定められており、ご指摘の里帰り出産の場合でも、地域の実情に応じて対象とすることは可能である。 なお、里帰り出産のために保育園を退園した後、当初利用していた園に戻るかについては、他の利用者の申込みの状況や園の定員等により左右されることとなるが、市町村の判断で、当初利用していた園に優先的に利用調整していただくことは可能な取扱いとなっている。</p>	<p>里帰り出産の時に、通園していた保育所等を退所しなくとも一時預かり事業が利用可能であること、その際には交付金の対象となること等について、明確化する内容や周知の方法及びスケジュールを2次ヒアリングまでにお示しいただきたい。</p>

# 重点事項に係る関係府省からの第1次回答及び主な再検討の視点

## 1. 子ども・子育てについて、 柔軟な支援の提供等によりサービスの質・量の確保等を図るもの

	提案	提案団体 (関係府省)	提案の概要	関係府省からの第1次回答の概要 ※フォローアップ案件は当該年の対応方針	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
3	<b>病児保育施設を整備する者の範囲に係る規制緩和</b> (児童福祉法) 【通知改正】	大阪府、京都府、堺市、兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、徳島県 (内閣府、厚生労働省)	地域子ども・子育て支援事業の1つである病児保育事業については、事業者による施設整備に対し、市町村が「子ども・子育て支援整備交付金」を原資として補助を行うことができるが、現行制度ではNPO法人による施設整備は補助対象とならないことから、「市町村が認めた者」による施設整備に対しても補助することを可能にする。 これにより、多様な主体による病児保育施設の整備が促進され、病児保育施設の拡充に資する。	NPO法人等が補助対象となるよう、「子ども・子育て支援整備交付金交付要綱」を2020年度中に改正する。	2020年度予算での対応の実現に向けて、財政当局との調整を進めていただきたい。

# 重点事項に係る関係府省からの第1次回答及び主な再検討の視点

## 1. 子ども・子育てについて、柔軟な支援の提供等によりサービスの質・量の確保等を図るもの

	提案	提案団体 (関係府省)	提案の概要	関係府省からの第1次回答の概要 ※フォローアップ案件は当該年の対応方針	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
4	<p>母子家庭自立支援給付金等の申請者が「ひとり親であること」等の証明に係る事務の見直し (雇用保険法、母子及び父子並びに寡婦福祉法) 【法律改正】</p>	<p>多治見市 (厚生労働省)</p>	<p>(1) 都道府県等は母子家庭自立支援教育訓練給付金や母子家庭高等職業訓練促進給付金の支給に際して、支給を受けようとする配偶者のない女子(男子)で現に児童を扶養しているものからの申請を受けるが、申請に際して添付される書類(戸籍謄本等)だけでは当該者がひとり親であることの確認ができない場合があるため、市区町村に調査権限(質問調査、資料要求等)を付与する。</p> <p>(2) 国は、母子家庭の母等の就職困難者を雇い入れる事業主に対して特定求職者雇用開発助成金を支給しているが、事業者が同助成金を受給するに当たっては、雇用する労働者が母子家庭の母等であることを証する書類を管轄の労働局に提出する必要がある。労働局によっては、当該労働者がひとり親であることを市区町村が証する書類の提出を事業者に求めているところ、ひとり親であることの確認ができない場合があるため、市区町村による証明を廃止する、又は証明が必要であると判断される場合、市区町村に調査権限(質問調査、資料要求等)を付与する。</p> <p>これにより、当該給付金及び助成金の適切な支給や、申請者・事業者・市区町村等の負担軽減に資する。</p>	<p>(母子家庭自立支援給付金) 大半の受給希望者は、離婚の事実や所得水準を児童扶養手当証書によって確認できる。 また、児童扶養手当受給者ではない場合も、番号制度の活用や、戸籍法に基づく交付請求により、所得水準や離婚の事実を確認できることから、現行規定で対応可能。 なお、具体的な支障事例を個別に踏まえながら、調査権限についての検討を含め、どのような対応が地方自治体の業務運営の改善に資するかという観点から検討する。</p> <p>(特定求職者雇用開発助成金) 令和元年度末の支給要領改正に向け、特定求職者雇用開発助成金(特定就職困難者コース)に係る母子家庭の母等であることの証明について、母子家庭の母等に該当すると判断できる証明書について精査を行い、制度運用に支障が生じない範囲において求職者本人の負担が極力生じることのないよう見直しを検討する。</p>	<p>(母子家庭自立支援給付金) 支給要件を満たすか否か判断が難しい様々なケースについて、どのような確認を行えば足りるのか明確にし、都道府県等に周知すべきではないか。</p> <p>(特定求職者雇用開発助成金) 国の事務に関して法的根拠もなく市区町村等に当該助成金に係る証明事務を行わせており法的根拠もない地方への義務付けに当たると考えられることから、早急に市区町村等の証明事務を廃止すべきではないか。</p>

# 重点事項に係る関係府省からの第1次回答及び主な再検討の視点

## 1. 子ども・子育てについて、 柔軟な支援の提供等によりサービスの質・量の確保等を図るもの

	提案	提案団体 (関係府省)	提案の概要	関係府省からの第1次回答の概要 ※フォローアップ案件は当該年の対応方針	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
5	社会福祉法人が放課後児童クラブを設置する場合の要件の緩和 (社会福祉法) 【通知改正】	出雲市 (厚生労働省)	<p>社会福祉法人が放課後児童クラブを設置する場合、現行制度では国又は地方公共団体以外の者から不動産の貸与を受けて設置することはできないところ、国又は地方公共団体以外の者から不動産の貸与を受けて設置することができる特例を設ける(保育所等については既に特例あり)。</p> <p>これにより、社会福祉法人による放課後児童クラブの設置に当たっての障壁が解消され、放課後児童クラブの受け皿拡充に資する。</p>	<p>提案を踏まえ、放課後児童クラブについて、社会福祉法人が国又は地方公共団体以外の者から不動産の貸与を受けても開設できるよう、「国又は地方公共団体以外の者から不動産の貸与を受けて既設法人が通所施設を設置する場合の要件緩和について」(平成12年9月8日厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長通知)の改正に向けて検討する。</p>	<p>放課後児童クラブに係る待機児童の解消は市区町村にとって喫緊の課題であるため、今年度中、なるべく早期に通知を改正していただきたい。</p>
6	障害児通所給付決定の有効期間の見直し (児童福祉法) 【省令改正】	熊本市 (厚生労働省)	<p>児童発達支援や放課後等デイサービス等の障害児通所支援に係る給付費の支給決定について、現行制度ではその有効期間の上限が12カ月とされているところ、障害の状況や利用サービスの種類等に応じ、その上限を延長することとする。</p> <p>これにより、個々の障害児の状況に応じた期間の支給決定が可能となり、申請者である保護者及び自治体の負担軽減に資する。</p>	<p>障害児については、発達途上により時間の経過と共に障害の状態が変化することから、一定期間ごとに通所給付決定の見直しを行うことが必要であり、通所給付決定の有効期間については1年を上限とし、障害児の障害状態に即した適切な通所給付決定を行うことが重要である。</p> <p>御指摘も踏まえ、障害児通所給付費等に係る通所給付決定の実情を把握した上で、適切に判断してまいりたい。</p>	<p>○ 1次ヒアリングでは、来年度の調査研究事業で実情把握をすることだったが、委託を行わず厚生労働省において抽出自治体の実情を調査するなど、調査研究事業の予算を使う以外の方法により、今年度中に把握する方法も検討すべきではないか。</p> <p>○ 2次ヒアリングまでには、実情把握の方法、内容及びスケジュールをお示しいただきたい。</p>

# 重点事項に係る関係府省からの第1次回答及び主な再検討の視点

## 1. 子ども・子育てについて、 柔軟な支援の提供等によりサービスの質・量の確保等を図るもの

	提案	提案団体 (関係府省)	提案の概要	関係府省からの第1次回答の概要 ※フォローアップ案件は当該年の対応方針	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
7	<p>児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の配置すべき職員数を確保し、看護職員の数を確保し、見直し(児童福祉法【省令改正】)</p>	<p>伊佐市、鹿児島市長会、米子市(厚生労働省)</p>	<p>(1) 児童発達支援事業所(センター型・センター型以外)において、看護職員を配置した場合、同事業所に置くべき児童指導員・保育士(センター型以外の場合には、加えて障害福祉サービス経験者)の員数に、当該看護職員の員数を含めることができるようにする。</p> <p>(2) 放課後等デイサービス事業所において、看護職員を配置した場合、同事業所に置くべき児童指導員・保育士・障害福祉サービス経験者の員数に、当該看護職員の員数を含めることができるようにする。</p> <p>これにより、児童指導員・保育士等の人材確保が困難な状況に対応するとともに、事業所におけるサービスの質の向上に資する。</p>	<p>基準で定められている児童指導員及び保育士の総数に看護師を含めるといことは、当該施設において児童の発達支援を行う児童指導員又は保育士の減少を意味し、発達支援の質の担保ができないことから適切ではないと考える。</p> <p>なお、平成30年度障害福祉サービス等報酬改定において、看護職員の配置を評価する加算を創設し、医療的ケアが必要な障害児の支援の充実を図ったところである。</p>	<p>○ 1次ヒアリングでは、基準で定められている職員の総数に看護師を含めると発達支援の質が担保できないとの説明があったが、その根拠について十分な説明がなかったため、改めて具体的かつ明確に説明していただきたい。</p> <p>○ 看護職員加配加算は、基準に該当する医療的ケア児の受入れがあつて初めて適用されるため、現状では、実態として、当該医療的ケア児の通所相談後に、その都度スキルを有した希少な看護職員を探すこととならざるを得ず、発達支援の開始が遅れることとなるが、制度所管省庁として、医療的ケア児に対してそのような待機期間を強いることはやむを得ないと考えているのか。</p> <p>○ 医療的ケア児等の受入れを円滑に行うには、事業所においてスキルを有した看護職員をあらかじめ雇用しておくことが必要であるため、事前の体制整備を評価し、員数算入を認めるべきではないか。前向きに検討し、2次ヒアリングで説明していただきたい。</p>

# 重点事項に係る関係府省からの第1次回答及び主な再検討の視点

## 1. 子ども・子育てについて、 柔軟な支援の提供等によりサービスの質・量の確保等を図るもの

	提案	提案団体 (関係府省)	提案の概要	関係府省からの第1次回答の概要 ※フォローアップ案件は当該年の対応方針	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
8	<b>放課後等 デイサービス の利用対象 を専修学校 に通う児童 まで拡大す る見直し</b> (児童福祉法) 【法律改正】 【30年フォロー アップ案件】	東大阪市 (厚生労働 省)	学校教育法第1条に規定する学校(例:高等学校、高等専門学校等)に通う障害児が対象となっている放課後等デイサービスについて、専修学校に通う障害児も利用できるようにする。 これにより、専修学校に進学した場合でもそれまで受けていた放課後等デイサービスを継続して利用できるようになり、住民サービスの向上に資する。	<b>【平成30年対応方針】</b> 放課後等デイサービスの利用対象児童については、利用実態等に係る調査を行い、現行の利用対象児童の範囲の考え方等も踏まえつつ、2019年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	利用実態等調査の結果について速やかに取りまとめていただき、提案の実現に向け、積極的に検討していただきたい。

# 重点事項に係る関係府省からの第1次回答及び主な再検討の視点

## 1. 子ども・子育てについて、 柔軟な支援の提供等によりサービスの質・量の確保等を図るもの

	提案	提案団体 (関係府省)	提案の概要	関係府省からの第1次回答の概要 ※フォローアップ案件は当該年の対応方針	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
9	<p>障害児入所施設における重度障害児支援加算費の適用に係る施設基準の見直し (児童福祉法) 【通知改正】</p>	<p>指定都市市長会 (厚生労働省)</p>	<p>障害児入所施設において、障害の程度の重い障害児に対して支援を行った場合に給付される「重度障害児支援加算」について、現行制度では「重度障害児以外の障害児が入所する建物と別棟とすること」、「重度障害児入所棟の定員は20名以上とすること」、「加算対象となる児童の居室は1階に設けること」等の施設基準が設けられているところ、障害児入所施設の小規模化に対応できるよう緩和する。 これにより、障害児入所施設の小規模化が推進されるとともに、小規模グループケアによる重度障害児の受入れの促進が見込まれ、より安定した施設の運営に資する。</p>	<p>障害児入所施設における報酬の在り方については、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部において検討し、2021年度の障害福祉サービス等報酬改定に向けて結論を得る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 障害児入所施設における小規模グループケアが推進されている中で、重度障害児支援加算費の施設基準も施設の小規模化に合わせた見直しを行うべきではないか。</li> <li>○ 現在開催されている「障害児入所施設の在り方に関する検討会」等において、本提案について真摯に議論した上で、前向きな結論を出していただきたい。</li> </ul>

# 重点事項に係る関係府省からの第1次回答及び主な再検討の視点

## 1. 子ども・子育てについて、 柔軟な支援の提供等によりサービスの質・量の確保等を図るもの

	提案	提案団体 (関係府省)	提案の概要	関係府省からの第1次回答の概要 ※フォローアップ案件は当該年の対応方針	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
10	<p><b>医療的ケア 児に対する 訪問看護の 適用範囲の 拡大</b> (健康保険法) 【法律改正】</p>	<p>富山市、福井市 (内閣府、文部科学省、厚生労働省)</p>	<p>健康保険法に基づく訪問看護に関する給付について、現行制度では「居宅」において療養を受ける状態にある者を対象にしているところ、「居宅」以外の保育所や学校等において訪問看護を受ける医療的ケア児も給付の対象とする。これにより、保育所や学校等における医療的ケア児の受入れ拡大に資するとともに、保護者の就労機会の拡大等に資する。</p>	<p>保育所等における医療的ケア児の受入れ体制の整備等の方策の在り方については、現在行っているモデル事業等の状況を踏まえ検討することが必要である。</p> <p>なお、公的医療保険制度においては、疾病等により居宅において継続して療養を受ける状態にある者であって主治医が訪問看護の必要性を認めたものが給付の対象であり、居宅以外の場所における医療的ケアを医療保険の給付対象とすることは健康保険法等の想定するところではなく、保険者等の大きな財政負担や児の保護者の新たな財政負担を伴うため、医療保険の訪問看護の給付範囲の拡大を前提とすることは困難である。</p> <p>医療的ケア児の支援については、医療、福祉、障害、教育等の分野が一体的に検討を行う必要があることから、「医療的ケア児への支援における多分野の連携強化WG」において議論を深めてまいりたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「医療的ケア児保育支援モデル事業」等の現行施策の枠組みでは保育所や学校等での医療的ケア児の受入れ体制を十分に整備できない旨が提案団体から示されていることを踏まえ、保護者のニーズや地域の事情に合わせた受入れ体制を整備するため、保育所や学校等への訪問看護を公的医療保険制度の給付対象とすべきではないか。</li> <li>○ 1次ヒアリングでは、提案を実現しようとする訪問看護に関する公的医療保険制度の給付の範囲が際限なく拡大するのではないかと、大きな財政負担を伴うものであり保険者等の理解を得られないのではないかと懸念が示されたところであるが、かかる懸念をどうすれば解消できるかについても検討すべきではないか。</li> </ul>

# 重点事項に係る関係府省からの第1次回答及び主な再検討の視点

## 1. 子ども・子育てについて、 柔軟な支援の提供等によりサービスの質・量の確保等を図るもの

	提案	提案団体 (関係府省)	提案の概要	関係府省からの第1次回答の概要 ※フォローアップ案件は当該年の対応方針	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
11	<p><b>医療的ケア 児に対する 保育士の対応 可能範囲の 拡大</b> (社会福祉士及び 介護福祉士法) 【省令改正】</p>	<p>福井市 (厚生労働省)</p>	<p>一定の研修を受けた者が行うことができる医療的ケア(特定行為)について、現行制度では喀痰吸引や経管栄養等の行為に限定されているところ、在宅酸素療法における「酸素管理」も特定行為として含めることとする。 これにより、保育所等における医療的ケア児の受入れ拡大に資する。</p>	<p>医療的ケア児に対する酸素療法の管理は、医学の専門知識と技術をもって対応しなければならない医行為であって、医師の指示のもとに看護師等が適切に対応する必要があるもの。従前よりやむを得ない措置として違法性を阻却されていた喀痰吸引や経管栄養に限っている特定行為の範囲を拡大し、酸素療法の管理を特定行為と位置付けることは、子どもの安全や各資格の専門性の観点からも、相当程度慎重な検討が必要。</p> <p>また、保育士の業務負担の増大が課題視されている中、業務量や心理的負担の増大についても考慮する必要。</p> <p>厚生労働省においては、「医療的ケア児保育支援モデル事業」により、都道府県又は市町村が医療的ケア児を受け入れる保育所等に看護師を派遣するなど、支援を行っており、こうした事業を活用しつつ、医療的ケア児の保育所等における受入れを推進してまいりたい。</p>	<p>○ 制度化を検討した際の間まとめ(平成22年12月13日付け「介護職員等によるたんの吸引等の実施のための制度の在り方に関する検討会中間まとめ」)において「将来的に特定行為の拡大の可能性も視野に入れた仕組みとする」とされていることから、本提案の趣旨を真摯に受け止め、酸素管理を特定行為に含めることについて、速やかに検討を始めていただきたい。</p> <p>○ 上記の点について、どのような場で、どのような手順で検討するのか2次ヒアリングまでにお示しいただきたい。</p>

# 重点事項に係る関係府省からの第1次回答及び主な再検討の視点

## 1. 子ども・子育てについて、 柔軟な支援の提供等によりサービスの質・量の確保等を図るもの

	提案	提案団体 (関係府省)	提案の概要	関係府省からの第1次回答の概要 ※フォローアップ案件は当該年の対応方針	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
12	<b>学校給食費に係る児童手当からの特別徴収</b> (学校給食法、児童手当法) 【法律改正】 【29年フォローアップ案件】	伊丹市 (内閣府、文部科学省)	学校給食費について、児童手当からの特別徴収が可能となるよう、会計方式や債権の種類の法的位置付けを明確にする。 これにより、滞納整理に係る学校現場の負担軽減や、給食費負担の公平性担保が図られる。	<b>【平成29年対応方針】</b> 学校給食費(11条2項)の徴収に係る地方公共団体の権限については、地方公共団体による学校給食費の強制徴収を可能とする方向で検討し、平成30年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。  ※令和元年7月31日付けで「学校給食費徴収・管理に関するガイドライン」を発出。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 提案の趣旨である学校給食費の徴収に係る公平性の確保や、教員等の徴収事務に係る負担軽減のため、早急に公会計化の促進や徴収事務の負担軽減策の周知に努めていただきたい。</li> <li>○ その上で、公会計化への移行状況を毎年度適切に把握するとともに、文部科学省として公会計化の目標値・目標年度を明確にし、目標達成のための具体的手法を検討すべきではないか。</li> </ul>

# 重点事項に係る関係府省からの第1次回答及び主な再検討の視点

## 2. 医療・福祉について、要件の見直し等により必要なサービスの確保等を図るもの

	提案	提案団体 (関係府省)	提案の概要	関係府省からの第1次回答の概要 ※フォローアップ案件は当該年の対応方針	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
13	<p><b>居宅介護支援事業所の管理者の資格要件に係る経過措置延長</b></p> <p>(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令) 【省令改正】</p>	<p>宮城県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、大阪府、堺市、兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、広島県、広島市、徳島県、愛媛県、関西広域連合、中国地方知事会、沖縄県介護保険広域連合(厚生労働省)</p>	<p>居宅介護支援事業所における管理者の要件である主任介護支援専門員について、現在、経過措置として設けられている令和3年3月31日まで(施行日より3年間)の期間を6年以上に延長する。</p> <p>これにより、5年以上の介護支援専門員としての実務経験という主任介護支援専門員になるための研修の受講要件の達成等を図り、居宅介護支援事業所の廃業や介護支援専門員の離職を防ぎ、利用者への介護サービスの提供を確保する。</p>	<p>現在、管理者(主任介護支援専門員)になろうとする者が必要な研修を円滑に受けられるよう、研修の実施主体である都道府県に対し、研修の開催方法の工夫等について要請しており、まずはこうした取組を進めることが重要である。</p> <p>その他必要な対応については、令和元年度実施予定の実態調査の結果を踏まえて検討してまいりたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 令和元年度実施予定の実態調査の結果により、主任介護支援専門員の管理者を確保できないため、居宅介護支援事業所の廃止により利用者にサービスを提供できなくなる状況が確認された場合、経過措置期間を延長すべきではないか。</li> <li>○ 現行の経過措置期間が令和3年3月31日までであることから、事業所が混乱することのないよう、余裕をもって方針を示すべきでないか。</li> </ul>

# 重点事項に係る関係府省からの第1次回答及び主な再検討の視点

## 2. 医療・福祉について、要件の見直し等により必要なサービスの確保等を図るもの

	提案	提案団体 (関係府省)	提案の概要	関係府省からの第1次回答の概要 ※フォローアップ案件は当該年の対応方針	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
14	<p>小規模多機能型居宅介護事業所の登録定員上限及び通いサービスの利用定員上限の見直し（登録定員超過時の介護報酬減算の基準緩和） （利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法） 【告示改正等】</p>	<p>島牧村 (厚生労働省)</p>	<p>現行の登録定員上限が29人（通いサービスの利用定員上限が18人）である小規模多機能型居宅介護事業所について、今後、登録者等が一定程度増加することが見込まれるものの、過疎地域等で新規事業者の参入が見込めない等の地域において、一定期間に限り、登録定員上限を35人（通いサービスの利用定員上限は21人）に見直すこと（一定の期間は介護報酬の減算（70/100）を行わないこととすること等）で、住民に必要な介護サービスを提供できるようにする。</p>	<p>利用者を一旦登録する以上、一定期間の経過後に事業所がコントロールして定員超過の状態を解消していくことは困難であり、今回の提案は実質的には恒常的な登録定員の拡大につながるものである。 登録定員の拡大については、介護給付費分科会において議論が行われ、実施すべきでないとの結論を得たところ。 また、恒常的に利用者が見込まれる状況であるならば、当該地域における介護ニーズ（必要なサービス種別やサービス提供場所）を踏まえ、既存の特例制度も含め、総合的な対応を検討していくべきである。 したがって、現時点においてご提案の取扱いを認めることは困難である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 安全面、サービス面の質が確保できれば、登録定員上限等を数人増加させても問題ないと考えるが、もし支障があるならば、どのような支障なのか具体的にお示しいただきたい。</li> <li>○ この度の提案の内容（過疎地域等で新規事業者の参入が見込めない等の地域において、一定期間に限り、登録定員上限等を若干見直すこと）については、過去の介護給付費分科会で議論が尽くされていないことから、少なくとも審議会において議論されるべきではないか。</li> </ul>

# 重点事項に係る関係府省からの第1次回答及び主な再検討の視点

## 2. 医療・福祉について、要件の見直し等により必要なサービスの確保等を図るもの

	提案	提案団体 (関係府省)	提案の概要	関係府省からの第1次回答の概要 ※フォローアップ案件は当該年の対応方針	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
15	<p><b>介護福祉士受験資格の実務者研修における看護師、准看護師の受講科目の緩和</b> (社会福祉士及び介護福祉士法) 【通知改正】</p>	鳥取県、中国地方知事会 (厚生労働省)	<p>介護現場で働く看護師及び准看護師（以下「看護師等」という。）が介護福祉士の受験資格取得のため実務者研修を受講する場合に、科目「医療的ケア」を受講免除扱いとする。</p> <p>これにより、介護現場で働く看護師等が実務者研修を受講・修了しやすくなり、介護福祉士の確保、介護現場で働く職員の質の向上につながる。</p>	<p>看護師等有資格者の介護福祉士実務者研修における医療的ケアの履修については、当該有資格者の専門性と当該研修の科目内容の対応関係を整理した上で受講効率の向上の観点から、科目免除とする見直しを予定しているところ。</p> <p>具体的には、関係省庁等と調整を行い、年内を目途に関係通知改正及び新たなQ&amp;Aの発出を行う。</p>	<p>提案団体は、速やかな見直し及び関係機関への丁寧な周知を求めていることから、今年中に必要な措置を講ずるとともに、関係機関への周知を行っていただきたい。</p>
16	<p><b>介護施設に係る生活保護法と介護保険法の取扱いを連動する見直し</b> (生活保護法、介護保険法) 【法律改正】</p>	指定都市市長会 (厚生労働省)	<p>生活保護法の指定介護機関について、現在、介護保険法に基づく「事業の廃止があったとき」、「指定の取消しがあったとき」、「指定の効力が失われたとき」に、その指定の効力を失うことになる。</p> <p>これに加え、介護保険法に基づく「指定の効力の停止があったとき」に、生活保護法上の指定の効力を停止することで、介護機関に対してより効率的な処分手続を行うことができ、介護機関及び行政の事務負担軽減に資する。</p>	<p>全国の自治体においてどの程度同様の支障事例が生じているのかを把握した上で、必要な対応について検討してまいりたい。</p>	<p>提案団体において支障事例が生じていることも踏まえ、2次ヒアリングまでに前向きな結論を出していただきたい。</p>

# 重点事項に係る関係府省からの第1次回答及び主な再検討の視点

## 2. 医療・福祉について、要件の見直し等により必要なサービスの確保等を図るもの

	提案	提案団体 (関係府省)	提案の概要	関係府省からの第1次回答の概要 ※フォローアップ案件は当該年の対応方針	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
17	<p>へき地等の公立病院が医療従事者の派遣を受けることを見直し (労働者派遣法) 【政令改正】</p>	<p>徳島県、滋賀県、京都府、堺市、兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、香川県、高知県、関西広域連合 (厚生労働省)</p>	<p>現在、医師にのみ認められているへき地における労働者派遣について、現に不足している看護職員等医療従事者にも認めることにより、へき地医療機関の「人員不足の解消」と「医療の質の向上」に寄与する。</p>	<p>看護職員等が行う医療関係業務について労働者派遣事業を行うことは、医療提供を行うチームの構成員同士の意思疎通等が十分になされず、その結果、患者に提供される医療に支障が生じかねないおそれがあることなどから、原則として禁止されている。</p> <p>看護職員の確保については、各都道府県において、都道府県ナースセンター等と連携しつつ、各種対策を実施していただいているところ。新たな取組として、へき地における看護職員確保等の課題について、「地域に必要な看護職の確保推進事業」を推進しており、厚生労働省としては、本事業の推進に引き続き取り組んでいきたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 1次ヒアリングにおいて、年末の閣議決定までに一定の結論を得たい旨の発言があったことを踏まえ、早急に関係団体等と協議の上、第2次回答では一定の具体的な方向性をお示しいただきたい。</li> <li>○ 看護職員等他の医療従事者についても、チーム医療への懸念については医師と同じく事前の研修を行うといった措置を講じることにより、へき地等の医療機関への派遣を認めることができるのではないか。</li> <li>○ 地域医療を守っていくための選択肢を現行の取組に加えて1つでも増やしてほしいという今回の提案(地方からの切実な声)に、厚生労働省としてどうしても反対する理由はないのではないか。</li> </ul>

# 重点事項に係る関係府省からの第1次回答及び主な再検討の視点

## 2. 医療・福祉について、要件の見直し等により必要なサービスの確保等を図るもの

	提案	提案団体 (関係府省)	提案の概要	関係府省からの第1次回答の概要 ※フォローアップ案件は当該年の対応方針	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
18	<p>へき地における同一開設者の病院間での転院に関する取扱いの見直し (診療報酬の算定方法、医療法の一部を改正する法律の施行について) 【告示改正等】</p>	<p>岩手県、盛岡市、一関市、陸前高田市、西和賀町、一戸町 (厚生労働省)</p>	<p>医療機関の乏しいへき地における「特別の関係」に当たる病院間での転院について、入院基本料の入院日の取扱いや、紹介患者数・逆紹介患者数に関する取扱いの見直しを行うことで、財政基盤の安定や地域医療支援病院の増加につながり、医療機器の整備や研修の充実等、地域医療の充実が図られる。</p>	<p>診療報酬においては、個々の患者の状態に応じた効率的・効果的で質の高い入院医療を提供する観点から、医療機関に長期に入院している場合、1日単位の点数が逡減していくこととなっている。仮にご提案のとおり、医療機関同士が特別な関係にある場合について、入院期間のリセットを行うことを認めると、経営主体が同一の医療機関の中で、医療機関の裁量で患者を移すことで、点数の逡減をリセットして高い点数を算定できることとなり、患者である住民の負担を不当に増大させることに繋がると考えられる。</p> <p>また、患者の状態に応じて適切に異なる機能の病院に転院させた場合は、現時点でも入院期間を通算しない取扱いとなっているため、患者の病態に応じた適切な医療を提供している限り、要望の趣旨は現時点でも満たされていると考える。</p> <p>地域医療支援病院については、一律に同一の開設者の医療機関の間での紹介患者を紹介患者として評価すると、当該診療所には、他に、患者に身近な適切な病院(開設者が同一でない)があったとしても、遠くの開設者が同一の病院に紹介するインセンティブが生まれることとなり、患者の不利益につながる。</p>	<p>(診療報酬について)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 今回の提案のように、現時点では病院の機能分化が十分でない地域において、患者への適切な医療を提供するためには、特別の関係にある病院間での転院にならざるを得ない場合もあることから、一定の配慮が必要ではないか。</li> <li>○ 現時点では病院の機能分化が十分でない地域において、医療機関が加算目的で患者を移し、診療報酬の点数の逡減をリセットして高い点数を算定することを防ぐことができるような要件の設定について、検討していただきたい。</li> </ul> <p>(地域医療支援病院について)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 今回の提案のように、選択できる医療機関が少ない地域において、患者への適切な医療を提供するためには、開設者が同一の医療機関の間での紹介にならざるを得ない場合もあることから、一定の配慮が必要ではないか。</li> <li>○ 選択できる医療機関が少ない地域において、患者に身近な適切な病院(開設者が同一でない)があったとしても、医療機関が、遠くの病院(開設者が同一)に紹介した際には、紹介患者として評価しないような要件の設定について、検討していただきたい。</li> </ul>

# 重点事項に係る関係府省からの第1次回答及び主な再検討の視点

## 3. 街づくりや土地等の有効活用について、要件や手続の見直し等により地域資源の活用促進等を図るもの

	提案	提案団体 (関係府省)	提案の概要	関係府省からの第1次回答の概要 ※フォローアップ案件は当該年の対応方針	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
19	<p><b>所有者不明空家に対する財産管理人選任申立権の地方公共団体への付与</b> (民法、空家等対策の推進に関する特別措置法) 【法律改正】</p>	<p>指定都市市長会 (総務省、法務省、国土交通省)</p>	<p>所有者不明空家の活用・除却には民法上の財産管理人制度の活用が有効であるところ、現行では当該空家に対する債権を有しているなどの「利害関係人」として認められる事情がなければ、地方公共団体は財産管理人の選任を申し立てることができない。</p> <p>これを、所有者不明土地と同様に、所有者不明空家についても、地方公共団体に財産管理人選任の申立を行う法律上の権限を付与することによって、市町村による空家問題への適切な対処を可能とする。</p>		<p>次頁のとおり</p>

# 重点事項に係る関係府省からの第1次回答及び主な再検討の視点

## 3. 街づくりや土地等の有効活用について、要件や手続の見直し等により地域資源の活用促進等を図るもの

	関係府省からの第1次回答の概要 ※フォローアップ案件は当該年の対応方針	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
19	<p>【総務省・国土交通省】 空き家管理のための財産管理制度の活用は、国土交通省が把握しているだけでも163件の実績（平成27年5月～平成30年10月）があり、地方公共団体が空家等に対する債権を有していない場合に財産管理制度を活用した事例も含めて、国土交通省においてすでに事例集を策定して周知を図っているところである。</p> <p>【法務省】 現行法においても、市町村は、利害関係があると認められる場合には、不在者の財産管理人の選任等の申立てをすることができる。そして、この利害関係は、申立人である市町村が不在者等に対して租税債権を有する場合に限って認められるものではなく、空家の所有者が不在者等となっている事案においても、個別の事情に応じて、市町村が不在者等の財産の管理についての利害関係を有すると認められる場合には、適切に財産管理人が選任されているものと認識している。 したがって、法改正の要否については、不在者等の利益の保護という財産管理制度の趣旨を踏まえ、慎重な検討を要するものと考えられる。 なお、空家の敷地が所有者不明土地であり、土地の適切な管理のために特に必要があると認められるときは、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法第38条により、地方公共団体の長等は、利害関係の有無を問わず、不在者の財産の管理人の選任等の申立てをすることができ、管理人は不在者の財産の全般を管理することができるため、空家と敷地の所有者が一致する場合には、管理人において空家についても管理をすることができることとされている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 提案団体や追加共同提案団体の事例のように、空家対策の一環として地方公共団体が財産管理人制度を活用しようとした際に、民法第26条及び第952条の「利害関係人」に該当しないことを理由として、財産管理人選任の申立てが認められなかった、あるいは断念した事例については、その実態を適切に把握していただきたい。</li> <li>○ 特定空家に限らず、空家に関する必要な措置を適切に講ずる空家対策法上の責務は全ての市町村が負うにもかかわらず、財産管理制度を活用しようとしても、債権を有している等の事情により「利害関係人」として認められる場合でなければ当該制度を活用できない現状を踏まえ、一定の場合には、地方公共団体に申立権を付与し、財産管理制度の活用を促進すべきではないか。</li> <li>○ 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法において、周囲に悪影響を及ぼしている「土地」については財産管理人の申立権に係る特例が既に設けられているが、この特例が活用できないケースにおいて、周囲に悪影響を及ぼしている「空家」について財産管理人の申立てが可能となるよう、空家対策法上にも同様の特例を設けるべきではないか。</li> <li>○ 法務省の第1次回答では、「法改正の要否については、不在者等の利益の保護という財産管理制度の趣旨を踏まえ、慎重な検討を要する」とのことだが、不在者等の利益の保護という観点から考えても、「土地」については申立権の特例を認めて、「空家」については申立権の特例を認めない理由はないのではないかと考えられる。</li> </ul>

# 重点事項に係る関係府省からの第1次回答及び主な再検討の視点

## 3. 街づくりや土地等の有効活用について、要件や手続の見直し等により地域資源の活用促進等を図るもの

	提案	提案団体 (関係府省)	提案の概要	関係府省からの第1次回答の概要 ※フォローアップ案件は当該年の対応方針	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
20	<p>未登記空家に係る不動産登記法の表題部記載事項に相当する情報等の固定資産税情報の内部利用を可能とする見直し (空家等対策の推進に関する特別措置法) 【法律改正】</p>	<p>羽島市 (総務省、国土交通省)</p>	<p>未登記の空家については、不動産登記法の表題部記載事項(面積、建築年、建物図面等)に相当する情報の把握が困難であるところ、これらの情報をはじめとした所有者情報以外の固定資産税情報の内部利用を可能とすることで、市町村が当該情報を基に当該空家の解体や利活用の具体的な提案を行うことなどを可能とし、空家の適正な管理を促進する。</p>		<p>次頁のとおり</p>

# 重点事項に係る関係府省からの第1次回答及び主な再検討の視点

## 3. 街づくりや土地等の有効活用について、要件や手続の見直し等により地域資源の活用促進等を図るもの

	関係府省からの第1次回答の概要 ※フォローアップ案件は当該年の対応方針	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
20	<p>【総務省】</p> <p>私人に係る地方税情報については、当該私人の秘密を保護するため、地方税法第22条に基づく守秘義務が課されている。</p> <p>空家法においては、空家等の所有者等に関する情報に限って内部利用が可能とされているが、これは空家対策を効果的に実施する上で所有者等に関する情報の重要性が高い一方で、把握が難しく、代替手段に乏しいという観点から、不明である所有者等に関する情報を提供する公益性に鑑みて、例外的に措置したものである。</p> <p>ご提案の情報については、所有者に直接確認する方法のほか、本人同意が無い場合であっても、立入調査により外形的に確認することも可能であり、代替手段が考えられる中で、具体的に法の施行にどの程度支障を生じているか、まずは関係省庁において実態を把握していただく必要があると考えている。</p> <p>【国土交通省】</p> <p>内部利用が可能であるかについては、総務省の見解次第ではあるが、そもそも空き家の中で未登記建築物がどれほど多いか不明であること、また、空き家の面積等がわかることが空き家の除却や活用の具体的提案につながるものの関係性が不透明であり、ご提案を実現した際の効果は疑問である。</p> <p>また、除却や活用に関する目安をつかむにあたり、必ずしも厳密な面積等が必要であるとは考えられず、外見で判断するなど簡易な代替手段があると思われる。</p> <p>また、仮に厳密な面積等が極めて有用なケースがあるとしても、所有者の同意を得て固定資産税情報を閲覧するという方法や、空家法第14条第1項から第3項までの規定を施行するためであれば、「空家等」に対して立入調査を行うという方法も考えられる。</p>	<p>○ 1次ヒアリングにおける国土交通省からの回答にあるように、空家の利活用の検討に当たって、現況を踏まえた不動産業者や解体業者等の助言を活用するとしても、費用を要するものであり、提案団体においては、これまでの空家対策の実務の経験から、市町村が、所有者に接触する前段階で空家の属性に関する情報を把握した上で、所有者との相談に臨み、助言・指導を適切に行うことが重要であると考えており、こういった市町村の現場の実情に基づくニーズに対応する方策を検討すべきではないか。</p> <p>○ 空家の適正な管理のためには、立入調査の対象となる特定空家に移行する前段階から利活用の方策を検討することが重要であることに鑑み、空家の属性に関する情報の円滑な取得が可能となるよう、所有者情報以外の固定資産税情報の内部利用を可能とすべきではないか。</p>

# 重点事項に係る関係府省からの第1次回答及び主な再検討の視点

## 3. 街づくりや土地等の有効活用について、要件や手続の見直し等により地域資源の活用促進等を図るもの

	提案	提案団体 (関係府省)	提案の概要	関係府省からの第1次回答の概要 ※フォローアップ案件は当該年の対応方針	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
21	<p><b>特定空家等に対する代執行時の動産の取扱いの明確化</b> (空家等対策の推進に関する特別措置法) 【法律改正】</p>	<p>熊本市、指定都市市長会 (総務省、国土交通省)</p>	<p>空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく代執行を行った特定空家等の中の動産の取扱いについて、具体的な保管期間及び保管期間経過後に市町村長が当該動産を処分できることを、空家等対策の推進に関する特別措置法上に規定することで、当該動産の適正な管理を可能とする。</p>	<p>次頁のとおり</p>	

# 重点事項に係る関係府省からの第1次回答及び主な再検討の視点

## 3. 街づくりや土地等の有効活用について、要件や手続の見直し等により地域資源の活用促進等を図るもの

	関係府省からの第1次回答の概要 ※フォローアップ案件は当該年の対応方針	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
21	<p>【国土交通省】 空家法は、使用されていないことが常態化した建築物等が地域住民の生活環境に与える深刻な影響を解消するための法律であり、直接的に地域住民の生活環境に影響を与えないとされている動産は空家法の射程外であり、河川法の規定等を参考にして、その管理に係る規定を空家法におくことは困難であると考えます。</p> <p>【総務省・国土交通省（共通）】 空き家の除却を行えば、そこに残された動産の取扱いが生じることは理解するものの、これまで空家法による代執行及び略式代執行については100件を超える実績があるところ、各市町村において、除却対象となる空き家は何ら使用されていないことが常態化しているものであることに鑑みて、合理的に対応いただいているものと思われる。その結果として、ご懸念のような損害賠償請求訴訟が提起されたケースは把握していない。</p> <p>また、代執行又は略式代執行によって除却する空き家や当該空き家に残された動産には様々なケースがあると想定されるが、仮に動産の管理について法定化すれば、全てのケースにおいて一律の対応を行うことが必要となり、かえって市町村の判断による合理的な対応を阻害し、動産の管理に係る業務を増大させるおそれもあると考えられる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 代執行時の動産の取扱いについて、これまで代執行を実施した地方公共団体における実態を調査していただきたい。また、損害賠償請求等の訴訟が提起されることを恐れ、動産の取扱いに過度に慎重にならざるを得ない実態や、同様の懸念から、代執行を実施していない地方公共団体においても代執行を躊躇している実態があることから、これらについても適切に調査していただきたい。</li> <li>○ 動産の取扱いに対する対応策の検討に当たっては、動産の処分が、財産権という憲法上の権利に係る問題であることを踏まえ、損害賠償請求等の訴訟のリスクを考慮しても地方公共団体が迅速に動産を処分することが可能となるよう、運用上の対応だけでなく、動産の保管、売却、廃棄等に係る統一的な保管スキームを法律で規定すべきではないか。</li> <li>○ 空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「空家法」という。）上に動産の管理に係る規定を設けることについて、動産の問題は特定空家の除却に必然的に付随して生じる問題であり、空家法に基づく代執行の仕組みの活用を躊躇する要因を解消するための措置であることを踏まえれば、空家法の射程外とは言えないのではないか。</li> <li>○ 河川法、道路法、道路交通法や災害対策基本法等において様々な保管スキームが規定されており、屋外広告物法のように、「特に貴重」なものとはそれ以外で異なる保管スキームを適用している例もあり、これらの前例を参考とすれば、空家法において、柔軟な運用が可能とする保管スキームを設定することが可能ではないか。</li> </ul>

# 重点事項に係る関係府省からの第1次回答及び主な再検討の視点

## 3. 街づくりや土地等の有効活用について、要件や手続の見直し等により地域資源の活用促進等を図るもの

	提案	提案団体 (関係府省)	提案の概要	関係府省からの第1次回答の概要 ※フォローアップ案件は当該年の対応方針	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
22	<p><b>地域未来投資促進法又は農村産業法に基づく工業団地等の拡張に係る運用の弾力化</b>                      (地域未来投資促進法、農村産業法)                      【告示改正】</p>	<p>兵庫県、京都府、神戸市、加東市、和歌山県、鳥取県、徳島県                      (農林水産省、経済産業省)</p>	<p>地域未来投資促進法又は農村産業法に基づく計画を作成して工業団地や工場に隣接する農用地で拡張を行う場合に限り、当該法律の基本方針である「農用地区域外での開発を優先する」条件について、地域にもたらされる経済波及効果や地域全体の農地の確保状況等を踏まえた都道府県知事の判断により適用除外できる旨の規定を追加すること。                      提案の実現により、雇用創出による若者の転出の抑制や、還流の促進による農村集落の活性化が期待でき、東京一極集中の是正に寄与する。</p>	<p>現行制度の下においても、農用地区域外での開発が困難で、やむを得ず農用地区域内に用地を求めるといったような工場用地の拡張等では、重点促進区域等に農用地区域内の土地を含めることが可能となっている。</p> <p>御提案のような事例が発生していることを踏まえ、農用地区域以外での開発優先の原則にかかわらず、やむを得ず農地を含める場合の判断基準について、通知により明確化を図るとともに、担当者会議等においてその旨を周知することとしたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 農林水産省からの第1次回答で回答のあった、やむを得ず農地を含める場合の判断基準を明確化する通知について、地方公共団体において地域の実情に応じた運用が可能であることを踏まえ、これまで以上に厳格に運用せざるを得ないような内容にならないよう配慮していただきたい。</li> <li>○ 当該通知においては、これまで両法律の計画に基づき工業団地等の拡張を行った事例について、その事例の概要とともに、どのような点が両法律の趣旨に合致しており、どのような点が両法律の基本方針に沿っており、どのような地域の実情を踏まえた上で拡張が可能と判断された事例であるか、その着眼点や判断基準を含め、通知していただきたい。</li> <li>○ 当該通知においては、個別の基本計画が、両法律に基づく基本方針における「農用地区域外での開発を優先する」という方針に即する内容となっているかについては、地域にもたらされる経済波及効果や地域全体の農地の確保状況等を踏まえ、都道府県知事が総合的に判断する事柄であることを明記していただきたい。</li> </ul>

# 重点事項に係る関係府省からの第1次回答及び主な再検討の視点

## 3. 街づくりや土地等の有効活用について、要件や手続の見直し等により地域資源の活用促進等を図るもの

	提案	提案団体 (関係府省)	提案の概要	関係府省からの第1次回答の概要 ※フォローアップ案件は当該年の対応方針	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
23	<p>旧農地法に基づく国有農地等に関する運用及び手続の見直し (旧農地法) 【政令改正等】</p>	<p>宮城県 (財務省、農林水産省)</p>	<p>平成21年農地法改正法による改正前の農地法（以下「旧農地法」という。）の規定に基づく国有農地等に関する以下の手続・運用の見直しを行うことで、地域における迅速かつ有効な土地利用及び行政の効率化に資する。</p> <p>① 旧農地法に基づき都道府県が管理する国有農地のうち、農林水産大臣が農業上の利用に供しない等の不要地認定を行ったものについては、国において当該土地を管理するものとする。</p> <p>② 旧農地法に基づき国から市町村等に譲与された土地を用途廃止する場合の手続について、国への返還手続の簡素化や、地域の実情により国への返還が不要な場合の条件である代替道路整備を不要とする等の見直しを行う。</p>	<p>次頁のとおり</p>	

# 重点事項に係る関係府省からの第1次回答及び主な再検討の視点

## 3. 街づくりや土地等の有効活用について、要件や手続の見直し等により地域資源の活用促進等を図るもの

	関係府省からの第1次回答の概要 ※フォローアップ案件は当該年の対応方針	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
23	<p>(①について)</p> <p>【財務省】 境界の確定等による財産の特定や無断使用の排除などが適切になされていれば、ご指摘の処分先の用途がつかないことをもって財産の引継ぎを受けないという取扱いとはなっていない。 今般の提案を受けて、再度、全財務局等に対し、処分の用途が立たないことを理由に当省が引継ぎを受けないといったことがないように周知徹底することとしたい。</p> <p>【農林水産省】 国有農地等は、農地改革以降、都道府県知事が取得・売渡しを行いながら管理してきており、その経緯や現場の状況を踏まえた管理を行うため、都道府県知事の法定受託事務（国費により管理費を手当）としているところ。 このため、要望の土地について、都道府県の管理対象地から除外することは困難。 一方で、引継ぎに時間を要している点については、引き続き円滑に引継ぎが行われるよう努めてまいりたい。</p> <p>(②について)</p> <p>【財務省】 引継ぎに当たっては、国有財産の売払や貸付を行う際に無用な支障が生じないように、境界の確定等による財産の特定や無断使用の排除などを確認しているところ。 本件提案の事例においても、こうした観点から、同様の取扱いとしているところであるが、返還時の処分までの手続が速やかに図られるように、引継ぎに当たり支障が生じた場合には、個別に相談を受けて、適切な対応に努めてまいりたい。</p> <p>【農林水産省】 売却等の処分に当たっては、境界確定等の手続きは不可欠であるため、これを不要とすることは困難。 なお、手続きに長期間を要することについては、迅速に行う観点からその実態を調査してまいりたい。 また、農道等として使用することを条件に国有農地等を市町村等に無償譲渡したものであり、代替道路等を整備しないにもかかわらず、目的外で使用する場合に、国への返還を不要とすることは困難。</p>	<p>(①について)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 都道府県が法定受託事務として一部の管理事務を担っている国有農地等について、不要地認定が行われた後の財務省への引継ぎに係る事務等を整理し、都道府県に担わせている法的根拠を明らかにしていただきたい。</li> <li>○ 提案団体のほか、複数の追加共同提案団体からも、国有農地等の財務省への引継ぎの際、処分の用途が立たないことを理由に引継ぎを断られているとの声が挙がっているところ、財務局における実態を踏まえ、処分の用途が立たないことを理由に引継ぎを断るような運用が行われないよう、財務局及び地方公共団体に対して書面で周知徹底するなどの必要な措置を講じるべきではないか。</li> <li>○ 不要地認定後の土地であって、境界の確定等による財産の特定や無断使用の排除等の引継ぎに当たって確認すべき事項の確認が済んでいるものについては、一定期間経過後は農林水産省において速やかに引き取り、財務省への引継ぎを行う運用とするための方策を検討するべきではないか。</li> </ul> <p>(②について)</p> <p>過去に市町村等に譲与された土地については、実態調査の結果、現行の手続においては、地域住民から払下げ要望があった場合や、公共事業用地となった場合においても迅速に処分が行えていない実態が明らかになった場合には、売却益を国に返還することを前提に市町村等が自ら処分することを可能とするなど、事務負担に配慮しつつ迅速な処分を可能とするための方策を検討するべきではないか。</p>

# 重点事項に係る関係府省からの第1次回答及び主な再検討の視点

## 3. 街づくりや土地等の有効活用について、要件や手続の見直し等により地域資源の活用促進等を図るもの

	提案	提案団体 (関係府省)	提案の概要	関係府省からの第1次回答の概要 ※フォローアップ案件は当該年の対応方針	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
24	<p><b>町村の都市計画に係る都道府県同意の廃止</b> (都市計画法) 【法律改正】 【26年フォローアップ案件】</p>	<p>酒々井町、全国町村会 (国土交通省)</p>	<p>町村の都市計画決定に必要な都道府県知事の同意を廃止し、市と同様に協議のみとすることで、町村がより主体的に都市計画決定を行えるようになり、地域におけるまちづくりに資する。</p>	<p>【平成30年対応方針】 町村の都市計画の決定又は変更に係る都道府県知事への同意を要する協議(19条3項(21条2項で準用する場合を含む))については、運用指針で定められた協議に当たっての留意事項を、都道府県が市町村との調整の上定める協議ルールに位置付ける取組を更に進め、その定着状況を確認の上、2019年度を目途に必要な措置を講じ、同意を廃止する。</p>	<p>平成30年対応方針において「(留意事項の)定着状況を確認の上、2019年度を目途に必要な措置を講じ、同意を廃止する」とされていることを踏まえ、今年度中に必要な措置を講じ、同意を廃止するための取組を進めていただきたい。</p>

# 重点事項に係る関係府省からの第1次回答及び主な再検討の視点

## 3. 街づくりや土地等の有効活用について、要件や手続の見直し等により地域資源の活用促進等を図るもの

	提案	提案団体 (関係府省)	提案の概要	関係府省からの第1次回答の概要 ※フォローアップ案件は当該年の対応方針	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
25	<p><b>森林所有者等に関する固定資産税情報の利用可能な範囲の拡大</b> (森林法) 【通知改正】</p>	<p>福井市、高知県、北海道、徳島県、香川県、愛媛県、安芸市、四万十市、香美市、大豊町、佐川町、梶原町 (総務省、農林水産省)</p>	<p>森林法において、地方公共団体は、その保有する森林所有者等に関する情報を内部利用できる旨の規定が設けられているところ、同法の運用通知において、登記簿と異なる固定資産課税台帳記載情報の利用については、届出義務が課せられた平成24年4月1日以降に森林の土地の所有者となった者に関するものに限定されている。</p> <p>この限定をなくすことで、より広範囲の森林所有者等の把握が可能となり、平成31年4月に施行した森林経営管理法等に基づく森林の適切な管理に資する。</p>	<p>【総務省】 私人に係る地方税情報については、当該私人の秘密を保護するため、地方税法第22条に基づく守秘義務が課されている。 平成24年4月1日以後に森林の土地の所有者となった者に係る情報については、同日以後に新たに森林の所有者となった者は市町村林務部局に届出義務があるため、本人と林務部局の間で秘密には当たらないと解されて、情報の内部利用が可能と整理されてきたところ。 平成24年3月31日以前に所有者となった者に関する税情報について情報提供を可能とするには、個別法において一定の整理が必要となるため、今後、提案内容を詳細に確認しつつ、森林法・森林経営管理法を所管する農林水産省で検討いただき、それを踏まえて協議の上、対応を検討してまいりたい。</p> <p>【農林水産省】 固定資産課税台帳の情報の利用については、森林法や森林経営管理法の運用に有効であると考え、利用を可能とするためには、その利用が守秘義務の例外として位置付けられるなど、一定の整理が必要であることから、今後、提案内容の詳細を確認しつつ、所管の総務省とも協議の上、対応を検討してまいりたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市町村が中心となって適切な経営管理を行う森林経営管理法の制度の活用を促進するためにも、森林法に基づき固定資産税情報の内部利用を可能とする範囲について、平成24年以前・以降で区別すべきではないのではないか。</li> <li>○ 平成28年森林法改正による林地台帳制度の創設や、平成30年の森林経営管理法の成立など、近年、市町村において森林所有者を把握し、経営管理する意義が高まっている状況変化を勘案し、守秘義務によって保護される法益との比較衡量を改めて行い、情報提供できる範囲を見直すべきではないか。</li> <li>○ 空家等対策の推進に関する特別措置法や所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法においては、届出等の義務の有無にかかわらず固定資産税情報の内部利用が可能となっており、森林法においても同様の扱いとすることが可能ではないか。</li> </ul>

# 重点事項に係る関係府省からの第1次回答及び主な再検討の視点

## 4. 地域における交通網・運送網の円滑な確保を図るもの

	提案	提案団体 (関係府省)	提案の概要	関係府省からの第1次回答の概要 ※フォローアップ案件は当該年の対応方針	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
26	乗用タクシーの営業区域の変更に係る地方公共団体による要請権の付与 (道路運送法) 【省令改正】	五條市 (国土交通省)	地方運輸局長が設定するタクシーの営業区域の変更について、市町村長が当該市町村のタクシー事業者を構成員に含めた地域公共交通会議において同意を得た上で国土交通省に要請する権限を付与することで、地域住民の意見をタクシーの営業区域に反映させることが可能となり、地域住民にとって利便性の高い公共交通手段の確保が可能となる。		次頁のとおり

# 重点事項に係る関係府省からの第1次回答及び主な再検討の視点

## 4. 地域における交通網・運送網の円滑な確保を図るもの

	関係府省からの第1次回答の概要 ※フォローアップ案件は当該年の対応方針	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
26	<p>道路運送法に基づく一般旅客自動車運送事業の営業区域については、輸送の安全及び利用者利便の確保等の観点から、地方運輸局長がその区域を定めている。</p> <p>営業区域の見直し等については、地域の関係者の意見を踏まえつつ、地方運輸局において適切に対応しているところ。</p> <p>これまでも既存の枠組みにより、地域の関係者の意見を踏まえて営業区域の見直し等の対応を図ってきたところである。</p> <p>提案内容については、「タクシー事業者を構成員に含めた地域公共交通会議において同意を得た上で、国土交通大臣に対し、要請する」規定を加えるとされているが、地域公共交通会議の構成員には、現行制度上、地方運輸局長を含むこととしており、営業区域の設定権者である地方運輸局長を含めて同意を得た事項について、改めて要請する手続き規定を加えることは、地域公共交通会議のワンストップ機能を損ねるものであり、不必要な制度改正である。</p> <p>以上より、五條市の支障事例については現行制度により、速やかに対応すべきものとするものであるが、提案自治体の地域公共交通会議において同意がされているとは承知していないため、まずは、提案にあるような意向も踏まえて、市町村が地域公共交通会議の主宰者として会議の運営と合意形成が円滑に進められるよう、国土交通省としても地方運輸局を通じてサポートしてまいりたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 国土交通省によると、地域公共交通会議において議論できるとのことであるが、同会議において地方公共団体から発議し、営業区域の設定・変更を議題とすることが可能である旨を明確化するとともに、その検討が円滑に行われることを担保するために、地方運輸局における検討事項や関係者との合意形成の方法等の検討プロセスをあらかじめ明らかにし、地方公共団体及び地方運輸局に周知すべきではないか。</li> <li>○ 交通政策基本法や地域公共交通の活性化及び再生に関する法律において、地域交通施策を総合的かつ計画的に実施することなどが地方公共団体の重要な責務として規定されているところ、この責務に対応する地方公共団体の権限を制度的に担保するためにも、タクシー事業者の偏在を解消するための手段として、営業区域の変更に係る要請権限を付与すべきではないか。</li> <li>○ 地域における合意形成の場として地域公共交通会議が重要な役割を担っているが、タクシー事業に係る営業区域の設定・変更については、現に地方運輸局長によって対応のスタンスが異なる現状があることから、地方公共団体に要請権限を付与すべきではないか。</li> </ul>

# 重点事項に係る関係府省からの第1次回答及び主な再検討の視点

## 4. 地域における交通網・運送網の円滑な確保を図るもの

	提案	提案団体 (関係府省)	提案の概要	関係府省からの第1次回答の概要 ※フォローアップ案件は当該年の対応方針	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
27	<p>自家用自動車による貨物の有償運送の中山間地域における通年の利用を可能とする見直し (道路運送法) 【通達改正】</p>	<p>鳥取県、滋賀県、堺市、兵庫県、神戸市、和歌山県、徳島県、中国地方知事会 (国土交通省)</p>	<p>現在、道路運送法第78条第3号で認められている貨物の自家用有償運送は、都市部と地方では物流サービスの持続可能性が異なるにも関わらず、全国一律の基準で繁忙期のみ認められている。</p> <p>これを、中山間地においては、地方公共団体が主宰する協議会等において地域の物流サービスの確保のために必要である旨の協議が調った場合には、年間を通して認めることで、持続可能な物流サービスの確保及び持続可能な地域づくりに資する。</p>	<p>他人の需要に応じ、有償で、自動車を使用して貨物を運送する事業については、貨物自動車運送事業法において、輸送の安全の確保及び利用者利益の保護の観点から、必要な許可や当該許可に係る要件等について定めているところ。</p> <p>ご提案の実情等は十分に把握する必要があると考えているところ、例えば、貨物軽自動車運送事業については、所定の届出を行うことにより軽自動車1台から事業を開始することが可能である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 提案団体の実情の把握に当たっては、物流サービスの持続が困難な中山間地域の実情を適切に把握していただきたい。</li> <li>○ 「公共の福祉を確保するためやむを得ない」場合の自家用自動車による有償運送の仕組みを定める道路運送法第78条第3号においては、「地域又は期間を限定して」と規定されており、法律上、「期間」だけでなく「地域」を限定した運用も想定していることから、現行の「繁忙期」に限らず、中山間地域等の一定の「地域」において通年での利用を可能とする仕組みを検討すべきではないか。</li> <li>○ 物流サービスの持続が困難な中山間地域の実情に鑑み、中山間地域等の一定の「地域」で、地方公共団体が主宰する協議会等において地域の物流サービスの確保が困難な旨の協議が整った場合等には、道路運送法第78条第3号の「地域」に該当するとして、許可制度の通年の利用を可能とする仕組みを検討すべきではないか。</li> </ul>

# 重点事項に係る関係府省からの第1次回答及び主な再検討の視点

## 4. 地域における交通網・運送網の円滑な確保を図るもの

提案	提案団体 (関係府省)	提案の概要	関係府省からの第1次回答の概要 ※フォローアップ案件は当該年の対応方針	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
<p>28</p> <p>乗用タクシーによる貨物の有償運送の対象区域の拡大 (道路運送法) 【通達改正】 【29年フォローアップ案件】</p>	<p>鳥取県、中国地方知事会、滋賀県、京都府、兵庫県、和歌山県、徳島県、京都市、堺市 (国土交通省)</p>	<p>一般貨物自動車運送事業の許可を取得してタクシー車両により貨物運送を行うことができる区域については、過疎地域自立促進特別措置法上の過疎地域等に限らず、既存の貨物自動車運送事業者だけでは当該地域内の住民に係る貨物運送サービスの維持・確保が困難な地域等が含まれるよう対象区域を拡大することで、地域等における人流・物流サービスの持続可能性の確保に資する。</p>	<p>【平成29年対応方針】 一般貨物自動車運送事業の許可を取得してタクシー車両により貨物運送を行うことができる区域については、発地又は着地が過疎地域自立促進特別措置法（平12法15）2条1項に規定する過疎地域又は同法33条の規定により過疎地域とみなされた区域であって、人口が3万人に満たないものとしているが、輸送の安全の確保や利用者利益の保護が損なわれることがないかという観点から、当該区域における実施状況を検証するとともに、地方公共団体、貨物自動車運送事業者等の関係者の意見も踏まえ、その対象となる過疎地域の範囲の拡大について検討し、平成31年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平成29年の対応方針に基づき、地方公共団体、貨物自動車運送事業者等の関係者の意見聴取を行い、対象となる過疎地域の範囲の拡大について、速やかに検討していただきたい。</li> <li>○ 対象区域の拡大に当たっては、過疎地域自立促進特別措置法の「過疎地域」に限らず、「特定農山村地域」等の中山間地域や、既存の貨物自動車運送事業者だけでは当該地域内の住民に係る貨物運送サービスの維持・確保が困難な地域である旨の地域公共交通会議における協議が整った地域についても、対象区域に含めることを検討していただきたい。</li> <li>○ 安全性の面で懸念される事項については許可制度の中で必要最低限の措置を講ずることが可能であることから、地域の実情に応じて幅広く許可の対象としてよいのではないか。</li> </ul>

# 重点事項に係る関係府省からの第1次回答及び主な再検討の視点

## 4. 地域における交通網・運送網の円滑な確保を図るもの

	提案	提案団体 (関係府省)	提案の概要	関係府省からの第1次回答の概要 ※フォローアップ案件は当該年の対応方針	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
29	<b>軌道法及び 鉄道事業法 に基づく事 務・権限の 都道府県か ら指定都市 への移譲</b> (軌道法、鉄道 事業法) 【法律改正等】	九州地方知事 会 (国土交通 省)	軌道法及び鉄道事業法に基 づき都道府県が行うこととさ れている認可事務等のうち、 軌道等が一指定都市の区域内 で完結するものについては、 指定都市へ移譲することに よって、手続の迅速化による 事業者の利便性が向上すると ともに、より住民に身近な行 政主体による総合的な行政が 可能となる。	政令市においては新たに事務を 行うこととなることから、政令市 の負担について配慮しつつ、効率 的な事務負担の在り方について検 討してまいりたい。	次の地方分権一括法案によって対 応が可能となるよう、政令市側の意 向確認を速やかに進めていただき たい。

# 重点事項に係る関係府省からの第1次回答及び主な再検討の視点

## 5. 地域における安心・安全な暮らしについて、地域の迅速かつ的確な対応を図るもの

	提案	提案団体 (関係府省)	提案の概要	関係府省からの第1次回答の概要 ※フォローアップ案件は当該年の対応方針	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
30	<p><b>災害に係る住家の被害認定基準運用指針における混構造住家の判定方法の明確化</b></p> <p>(災害に係る住家の被害認定基準運用指針) 【運用指針改正】</p>	苫小牧市 (内閣府)	<p>災害に係る住家の被害認定基準運用指針において、住家の構造を木造と非木造に大別し、各判定方法を定めているが、2つの構造を組み合わせた混構造の住家については、判定方法を定めていないため、これを明確化する。</p> <p>これにより、迅速かつ的確な罹災証明書の交付が可能となり、地方公共団体の事務の円滑化と被災者支援の強化に資する。</p>	<p>木造と非木造の混構造の住家の被害認定調査については、原則として、建物の主たる構造に基づいて調査・判定することを地方公共団体に周知する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害に係る住家の被害認定における混構造の住家の判定方法について、「主たる構造」の考え方を具体的に示した上で、早期に地方公共団体に周知していただきたい。</li> <li>○ 地方公共団体の実務担当者が確実に活用できるよう、継続的・効果的な周知方法について検討していただきたい。</li> </ul>
31	<p><b>普通地方公共団体の支出方法に災害時の立替払を加える見直し</b></p> <p>(地方自治法) 【法律改正】</p>	茅ヶ崎市 (内閣府、総務省)	<p>地方公共団体の支出方法は地方自治法第232条の5に限定列挙(資金前渡、概算払、前金払、繰替払、隔地払又は口座振替)されており、災害時に立替払ができないが、これを認めることで、迅速かつ円滑な災害応急対策活動の実施に資する。</p>	<p>公金の立替払は、支出負担行為に基づかない歳出予算外の支出をすることであり、予算がなくても、また予算配当があってもそれを超えて支出するおそれがあるなど、予算執行の秩序を乱すことになることから制度として認められていない。また、国においても立替払いは制度化されていない。</p> <p>しかしながら、提案にあるような災害時におけるケースの整理は必要と考えることから、立替払と同様の効果となる運用が可能かについて検討を進める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地方公共団体は、災害対応の一義的責任を負い、発災初期において被災現場で直接対応に当たる場面が多いため、災害現場の地方公共団体職員が対応に当たり、躊躇なく必要な支払いが可能となるよう検討していただきたい。</li> <li>○ 2次ヒアリングまでに、対応案及びその導入に向けた検討スケジュールをお示しいただきたい。</li> </ul>

# 重点事項に係る関係府省からの第1次回答及び主な再検討の視点

## 5. 地域における安心・安全な暮らしについて、地域の迅速かつ的確な対応を図るもの

	提案	提案団体 (関係府省)	提案の概要	関係府省からの第1次回答の概要 ※フォローアップ案件は当該年の対応方針	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
32	<p>液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく事務・権限の都道府県から指定都市への移譲</p> <p>(液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律) 【法律改正】</p>	<p>熊本市 (経済産業省)</p>	<p>液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく販売事業、保安業務等に係る許可、登録、届出、検査等の都道府県知事の事務・権限を指定都市の長に移譲する。</p> <p>これにより、消防行政や高圧ガス保安行政を担っている指定都市で一体的に所管できるようになり、効率的な行政運営や統一的な指導が可能となる。</p>	<p>高圧ガス保安法、液化石油ガス法の両法で重複する保安領域のうち、一部の手続の担当行政庁が異なることにより、どのような支障が生じているのか精緻に把握するため、まずは実態調査が必要。都道府県、政令指定都市等の関係団体に、本年9月の第2次回答までに実態調査アンケートを行う。</p> <p>なお、高圧ガス保安法第79条の3及び同法施行令第22条の規定にもあるとおり、液化石油ガス法に係る設備に関する手続については、公共の安全の維持又は災害の発生の防止の観点から都道府県知事が当該都道府県の区域にわたり一体的に処理することが指定都市の長が処理することに比して適当であるものとして規定されており、こちらの制定経緯や実態等についても併せて確認を行う。</p>	<p>実態調査アンケートの結果について速やかに検討・分析していただいた上で、2次ヒアリングまでに、見直しの方向性及び今後の検討スケジュールをお示しいたきたい。</p>

# 重点事項に係る関係府省からの第1次回答及び主な再検討の視点

## 5. 地域における安心・安全な暮らしについて、地域の迅速かつ的確な対応を図るもの

	提案	提案団体 (関係府省)	提案の概要	関係府省からの第1次回答の概要 ※フォローアップ案件は当該年の対応方針	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
33	<p><b>放置自転車等の撤去及び保管費の徴収・収納事務の私人委託</b>                      (自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律、地方自治法)                      【通知改正等】</p>	<p>京都市                      (内閣府、総務省)</p>	<p>市町村が「自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律」を根拠として行う放置自転車等の撤去及び保管に係る費用の徴収・収納事務について、私人に委託することができることの明確化等を行う。                      これにより、徴収・収納事務の円滑な私人委託が可能となり、行政事務が効率化するとともに、放置自転車対策の官民連携の推進に資する。</p>	<p>【内閣府】                      自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律(以下、「自転車法」という。)第6条は、同条第1項の条例で定めるところによる放置自転車等の撤去及び同項から第3項までの規定による自転車等の保管、公示、自転車等の売却その他の措置に要した費用の徴収・収納について、私人への委託を禁止する規定ではないものと承知。                      地方公共団体の収入の確保及び住民の便益の増進に寄与すると認められる場合、自転車法第6条第5項の費用の徴収・収納事務について、私人に委託することは、公金取り扱いに関し適正を欠く恐れはないものと思料。</p> <p>【総務省】                      本件については、「自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律」に基づく自転車の撤去及び保管に係る費用が地方自治法施行令第158条第1項各号に規定する歳入に該当するか否かについて、自転車の撤去及び保管に係る制度の所管省庁において判断されるものである。</p>	<p>自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律第6条第5項に規定する費用の徴収・収納事務について、私人に委託することが可能であることを、その根拠を整理した上で、地方公共団体に通知していただきたい。</p>

# 重点事項に係る関係府省からの第1次回答及び主な再検討の視点

## 6. 民間事業者等の積極的な活用を図るもの

	提案	提案団体 (関係府省)	提案の概要	関係府省からの第1次回答の概要 ※フォローアップ案件は当該年の対応方針	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
34	<p><b>地域の大学・短大が行える職業訓練の範囲を拡充するための委託要件の緩和</b> (職業能力開発促進法) 【要領改正】</p>	<p>徳島県、滋賀県、京都府、京都市、大阪府、兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、関西広域連合(厚生労働省)</p>	<p>訓練開始から合格発表まで2年以上を要する資格取得については、専門学校(職業実践専門課程)・専門職大学院であれば各訓練校で修了要件を設定できるため、2年間の訓練コース(長期高度人材育成コース)を開講することができる。</p> <p>他方、大学・短大では訓練の修了要件は資格取得までと国の要領で規定されているため、2年間の訓練コースが開講できない。</p> <p>このため、大学・短大でも、専門学校等と同様、修了要件を各訓練校で設定できるようにすることで、地域での委託訓練が可能となる。</p>	<p>職業実践専門課程と専門職大学院のみが例外とされているのは、専門職大学院については、「学術の理論及び応用を教授研究し、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培う」こと(学校教育法第99条第2項)を目的として、職業実践専門課程については、「専修学校専門課程であって、職業に必要な実践的かつ専門的な能力を育成することを目的として専攻分野における実務に関する知識、技術及び技能について組織的な教育を行う」こと(専修学校の専門課程における職業実践専門課程の認定に関する規程第1条)を目的として、それぞれ、文部科学省から認定された課程であることを踏まえたものであるためであり、それ以外の専門学校等の課程については、単に卒業のみをもって修了要件とはしていないところ。</p> <p>自動車整備士については、課程の修了のみでは国家資格が習得できないこと、また、試験の結果、資格取得ができない事態が生じても、そのことによるサンクションが当該特例的取扱いが講じられる2年間に生じない仕組みを認めることは、費用に見合うだけの高い訓練効果が見込まれないおそれがあり、これを認めることは困難である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 2年間の訓練期間中に試験の可否発表がなくても、現行で実施している訓練後の調査により就業状況等の把握は可能と考えられるので、優れた訓練課程を実施している場合には、委託訓練の対象としてもよいのではないかと。できない場合には、その理由をお示しいただきたい。</li> <li>○ 上記対応が困難であるとしても、訓練の修了要件の例外を認める可否かを文部科学省による課程認定に委ねるのではなく、厚生労働省や都道府県が、委託訓練としての実践性・専門性について独自に適切な要件を設定することにより、優れた教育訓練機関を選定することができるのではないかと。</li> <li>○ なお、現行でも委託先の教育訓練機関に対して訓練成果に応じたインセンティブが付与される仕組み(国家資格の取得及び就職後6か月間の継続雇用で委託費を追加工給)があるので、訓練効果に関する御懸念は生じないのではないかと。</li> <li>○ 今後の検討の方向性、スケジュールをお示しいただきたい。</li> </ul>

# 重点事項に係る関係府省からの第1次回答及び主な再検討の視点

## 6. 民間事業者等の積極的な活用を図るもの

	提案	提案団体 (関係府省)	提案の概要	関係府省からの第1次回答の概要 ※フォローアップ案件は当該年の対応方針	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
35	<b>生活保護費 返還金等の 徴収・収納 事務の私人 委託</b> (地方自治法、 生活保護法) 【法律改正】	船橋市 (厚生労働 省)	現在、金融機関での納付書 払い、福祉事務所等での窓口 納付等に限定されている生活保 護費返還金等の徴収・収納事 務について、私人委託(コン ビニ収納)を可能とする。 これにより、債務者が時間 や場所を問わず生活保護費返 還金等を納付することが可能 となり、収納率の向上が期待 されるとともに、福祉事務所 等での窓口納付件数が減少し、 亡失等の事故のリスクも軽減 される。	生活保護費返還金等の納付手段 にコンビニ収納を追加すること については、各自治体の意見を聞い た上で対応について検討したい。	提案団体をはじめ多くの自治体 においてニーズがあると認められ ることを踏まえ、2次ヒアリング までに前向きな結論を出して いただきたい。
36	<b>公営住宅の 明渡し請求 後に生じる 損害賠償 の徴収・収 納事務を私 人へ委託可 能とする見 直し</b> (公営住宅法、 地方自治法) 【法律改正】	奈良県 (総務省、国 土交通省)	公営住宅の明渡し請求後、 明渡し期限が経過した不正入 居者等に生じる損害賠償金に ついて、地方公共団体が私人 に徴収又は収納の事務を委託 できるよう公営住宅法及び施 行令を改正する。 これにより、専門家のノウ ハウの活用が可能となるとと もに、既に私人への委託が可 能な滞納家賃の徴収・収納と 一体的に委託することが可能 となり、債権回収業務の効率 化に資する。	次頁のとおり	

# 重点事項に係る関係府省からの第1次回答及び主な再検討の視点

## 6. 民間事業者等の積極的な活用を図るもの

### 関係府省からの第1次回答の概要

※フォローアップ案件は当該年の対応方針

#### 【総務省】

本件については、公営住宅法を所管する国土交通省において判断されるものである。

なお、地方自治法第243条は、「普通地方公共団体は、法律またはこれに基づく政令に特別の定めがある場合を除くほか、公金の徴収もしくは収納又は支出の権限を私人に委託し又は私人をして行わせてはならない」と規定しており、法令に基づく公金の徴収又は収納事務の私人への委託については、各公金の徴収又は収納事務の能率化の要請と当該公金の性格を踏まえ、各法令において委託の範囲を決めることが適当であると考えます。

#### 【国土交通省】

平成30年提案募集における総務省の回答によると、地方自治法施行令第158条第1項に掲げられる徴収委託を可能とする歳入の性質は、その収入金額が機械的に算出されるなど客観的に明らかであり、その徴収を私人に委託しても、公金取扱いに関し適正を欠くおそれもなく、地方公共団体自らが徴収するよりも能率的に円滑に徴収することができるものであるとある。個別法において徴収委託を可能とする規定をおくことを検討するとしても、上記回答を参考に、委託先を特に限定せず単に「私人」とする場合には、同様の性質が求められると思われることから、ご提案の損害賠償金についても同様の性質が認められなければ徴収委託を可能とすることは困難であると考えられる。

当該損害賠償金は、「近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下の金銭を徴収することができる」と規定されており、当該損害賠償金に対する考え方や額の決定については、事業主体である各地方公共団体に委ねられており、上記徴収委託を可能とする歳入の性質のうち、「その収入金額が機械的に算出されるなど客観的に明らか」について、法令上担保されているとはいいがたく、よって上記徴収委託を可能とする歳入の性質を満たしているとはいえないと考える。

また、仮に本提案が実現したとしても、明渡請求に係る損害賠償金は公営住宅法第29条第7項及び第32条第3項後段に定められる損害賠償金に限られるものではなく、例えば住居等を毀損した場合の損害賠償金については、結局のところ徴収委託できないのであれば、本提案実現による効果にも疑義が生じると考える。

### 提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点

- 当該損害賠償金の私人委託が可能となれば、専門家のノウハウを活用した徴収・収納が可能となることで回収率の向上や回収業務の効率化に繋がるとともに、当該損害賠償金と同時に発生することも多い滞納家賃の徴収・収納事務との一体的・効率的実施も可能となることを踏まえ、必要な措置を講じるべきではないか。
- 地方自治法第243条の制限規定の趣旨に照らして考えれば、法令で金額が機械的に算出されない歳入の徴収・収納事務について、一般法である地方自治法施行令で画一的に制限緩和することは困難だとしても、地方公営企業法においては特に歳入の性質を限定せずに制限緩和が認められているように、個別法において、個別の収入ごとに制限を緩和することも可能ではないか。
- 国土交通省の第1次回答においては、個別法で規定を置くとしても「その収入金額が機械的に算出されるなど客観的に明らか」である必要があるとの考え方が示されているが、当該金額の算出根拠等が法令に明記されていなくても、当該金額の上限が条例で定められた上で、当該金額の算出根拠等が事業主体によって告示等で広く公に周知されていれば客観性を担保することが可能であり、個別法で徴収・収納事務の私人委託を可能とする規定を置くことが可能ではないか。
- 1次ヒアリングにおいて、国土交通省から、現行法上も、損害賠償金の請求書が地方公共団体名義であれば、それ以降の催告や交渉は事実行為として私人委託が可能であるという見解が示されたが、提案団体が実現したい委託内容を速やかに確認し、現行法下では提案団体の支障が十分に解消されないことが確認された場合には、提案団体の支障を解消するための法制上の措置を講じることについて、2次ヒアリングまでに検討いただきたい。

# 重点事項に係る関係府省からの第1次回答及び主な再検討の視点

## 7. その他関係規定の見直しにより 多様なサービス提供や行政適正化・効率化等を図るもの

	提案	提案団体 (関係府省)	提案の概要	関係府省からの第1次回答の概要 ※フォローアップ案件は当該年の対応方針	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
37	<b>小学校専科 教員に対する 小学校教諭 免許状の 授与要件の 緩和</b> (教育職員免許 法) 【法律改正】	東京都 (文部科学 省)	中学校教諭免許状の所有者 が、小学校教諭免許状を取得 する際に、中学校における在 職年数と同様に、小学校専科 教員としての在職年数を算入 する措置を講じること。 これにより、小学校教諭免 許状の取得が促進され、小学 校教諭の人材不足の解消に資 する。	平成31年4月17日に中央教育審 議会に対して諮問を行った「新し い時代の初等中等教育の在り方 について」において審議いただく こととしており、今後検討を進めて まいりたい。	できるだけ早期の提案実現に向け、 積極的な方向で検討を進めていただ きたい。

# 重点事項に係る関係府省からの第1次回答及び主な再検討の視点

## 7. その他関係規定の見直しにより 多様なサービス提供や行政適正化・効率化等を図るもの

	提案	提案団体 (関係府省)	提案の概要	関係府省からの第1次回答の概要 ※フォローアップ案件は当該年の対応方針	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
38	<p><b>身体障害者手帳の再発行申請におけるマイナンバー記入の義務付け廃止</b> (身体障害者福祉法等) 【省令改正等】 【30年フォローアップ案件】</p>	各務原市 (内閣府、厚生労働省)	<p>身体障害者手帳の交付申請について、マイナンバーの記入を求めることとされているところ、マイナンバーの利用が想定されない再交付申請については、マイナンバー記入の義務付けを廃止する。 これにより、マイナンバーの記入に係る住民の負担軽減と地方公共団体の事務負担の軽減を図る。</p>	<p>【平成30年対応方針】 身体障害者福祉法施行規則(昭25厚生省令15)において、個人番号の記載を義務付けている身体障害者手帳(同令7条及び8条)の再交付申請については、地方公共団体における事務の実態等を踏まえつつ、個人番号の記載の省略を検討し、2019年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>【厚生労働省】 ○ マイナンバーの記入を求める理由が、マイナンバーを把握する機会の確保であるならば、他の実効性がある方策を講ずるべきであり、再発行申請については、マイナンバーの記入を求める必要はないのではないかと。 ○ 1次ヒアリングにおいて、都道府県、指定都市及び中核市に対する調査結果を踏まえ、個々の自治体においてマイナンバーの記入の要否を選択できるようにするとの説明があったところ、平成30年対応方針において、再発行申請におけるマイナンバーの記入の省略を可能とした他の証と異なる措置を講ずるのであれば、その具体的な内容及び理由を明確にしていきたい。</p> <p>【内閣府】 地方公共団体によってマイナンバー記入の要否が異なることとなる場合、問題が生じることはないかと。</p>

# 重点事項に係る関係府省からの第1次回答及び主な再検討の視点

## 7. その他関係規定の見直しにより 多様なサービス提供や行政適正化・効率化等を図るもの

	提案	提案団体 (関係府省)	提案の概要	関係府省からの第1次回答の概要 ※フォローアップ案件は当該年の対応方針	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
39	<p>審査請求を全部認容する場合における地方自治法に基づく議会への諮問手続の廃止 (地方自治法、行政不服審査法) 【法律改正】</p>	下関市 (内閣府、総務省)	<p>地方公共団体が行った処分の審査請求において、当該審査請求を全部認容するときは、その旨を事後的に議会に報告することとし、議会への諮問手続を廃止する。 これにより、早期に裁決を得ることができ、審査請求人の権利利益の救済が図られる。</p>		次頁のとおり

# 重点事項に係る関係府省からの第1次回答及び主な再検討の視点

## 7. その他関係規定の見直しにより 多様なサービス提供や行政適正化・効率化等を図るもの

	関係府省からの第1次回答の概要 ※フォローアップ案件は当該年の対応方針	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
39	<p>地方自治法第206条第2項、第229条第2項、第231条の3第7項、第238条の7第2項、第243条の2第11項及び第244条の4第2項においては、審査請求があった場合、原則として議会への諮問手続を経ることとされている。</p> <p>これは、給与に関する事務又は財務に関する事務（以下「給与等に関する事務」という。）に係る審査請求に対する裁決は、被給与者や住民等の財産上の権利・義務に関する重大な事柄を対象とすることから、当該裁決については、執行機関単独で行うのではなく、議会への諮問手続を経ることにより、手続保障を充実し、手続面も含めた判断の正確性、公平性、客観性を担保することを目的としているものである。</p> <p>すなわち、本来、審査請求に係る裁決については能率的見地に立って処理することが求められているところであるが、給与等に関する事務に係る審査請求に対する裁決については、可能な限り慎重に判断される必要があることから、地方自治法独自の制度として、本来的に執行機関に対する監視機能を有する議会への諮問手続が設けられているものである。</p> <p>なお、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第7次地方分権一括法）において、給与等に関する事務に係る審査請求が不適法であり却下する場合における議会への諮問手続を廃止し、事後の報告とする旨の改正を行っているが、その際、給与等に関する事務に係る審査請求において、特に認容裁決となる場合には、地方公共団体の財政に影響を与える結果となり得るところ、本案審理に入る事案について、諮問手続を簡素化することは適当ではないという整理がされている。</p>	<p>公立保育所の保育料は使用料、私立保育所の保育料は負担金とされているが、両者が異なる理由及び、不服申立ての根拠規定が異なる中地方自治法では負担金が議会諮問の対象とならない理由を、それぞれお示しいただきたい。</p>

# 重点事項に係る関係府省からの第1次回答及び主な再検討の視点

## 7. その他関係規定の見直しにより 多様なサービス提供や行政適正化・効率化等を図るもの

	提案	提案団体 (関係府省)	提案の概要	関係府省からの第1次回答の概要 ※フォローアップ案件は当該年の対応方針	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
40	<p>試験研究を行う地方独立行政法人の業務の範囲に出資等を加える見直し (地方独立行政法人法) 【法律改正】</p>	神奈川県 (総務省)	<p>国立研究開発法人が研究の成果活用事業者等に対して出資等が認められていることを踏まえ、試験研究を行う地方独立行政法人についても同様に出資等を可能とする。 これにより、研究成果の社会還元が推進されるとともに、試験研究を行う地方独立行政法人の自主財源の拡充が図られる。</p>	<p>今回の御提案については、地方自治体のニーズを踏まえ、公立大学法人、国立大学法人、国立研究開発法人等における出資の制度を勘案しつつ、検討を進めてまいりたい。</p>	<p>提案団体は令和3年4月からの出資を予定している。こうした状況を踏まえ、今後の検討の方向性やスケジュールについてお示しいただきたい。</p>

# 重点事項に係る関係府省からの第1次回答及び主な再検討の視点

## 7. その他関係規定の見直しにより

### 多様なサービス提供や行政適正化・効率化等を図るもの

	提案	提案団体 (関係府省)	提案の概要	関係府省からの第1次回答の概要 ※フォローアップ案件は当該年の対応方針	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
41	<p><b>公立大学法人の財産処分に関する定款変更における議会議決等の見直し</b></p> <p>(地方独立行政法人法) 【法律改正】</p>	九州地方知事会 (総務省、文部科学省)	<p>公立大学法人が不要財産の納付を行う場合に、納付認可時と納付後の定款変更時のそれぞれで必要となる議会の議決や、国への認可申請について見直しを行う。これにより、都道府県の事務負担の軽減及び事務の効率化が図られる。</p>	<p>地方独立行政法人の定款変更手続きについては、同法人の基本的事項に設立団体の意向を反映させる観点から議会の議決に係らしめており、また、設立団体以外の者による一定のチェックという意味で、総務大臣等の認可に係らしめている。</p> <p>不要財産の納付による定款変更については、法人の財産的基礎に係るものであり、現行の手続きを簡素化することはできない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 設立団体以外の者による一定のチェックを行うとしても、それが大臣認可でなければならない理由をお示しいただきたい。</li> <li>○ 議会における実質的な議決という観点から、不要財産納付認可時と定款変更時の、二度の議会の議決は必要ないのではないか。</li> <li>○ 他に、今回の提案における支障を解消する方法があれば、お示しいただきたい。</li> </ul>

# 重点事項に係る関係府省からの第1次回答及び主な再検討の視点

## 7. その他関係規定の見直しにより 多様なサービス提供や行政適正化・効率化等を図るもの

	提案	提案団体 (関係府省)	提案の概要	関係府省からの第1次回答の概要 ※フォローアップ案件は当該年の対応方針	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
42	<b>狂犬病予防法に基づく 犬の登録原簿の管理の 見直し</b> (狂犬病予防法) 【法律改正等】	出雲市 (厚生労働省)	<p>犬の登録については、犬の所有者に死亡届を提出するよう指導しても提出されない場合等があること及び犬の所有者が国外へ転出する場合の手続に関する規定がないことから、以下の措置を講ずる。</p> <p>① 地方公共団体に犬の登録を職権で消除すること等ができる権限を付与すること</p> <p>② 犬の生死が不明であり、かつ生後20年以上経過している等の犬の登録原簿について、国への報告を不要とすること</p> <p>③ 犬の所有者が国外に転出する場合における手続について明確化すること</p> <p>これにより、地方公共団体の犬の登録原簿の適切な管理が可能となるとともに、地方公共団体の事務負担軽減に資する。</p>	<p>(①、②について) 最近の犬の寿命を考慮しつつ、登録から一定期間を経過した犬の登録原簿については、より適切な管理に向け必要な見直しを検討する。</p> <p>(③について) 犬の所在地を国外へと変更する場合に、適切な登録変更が行われるよう対応を進めていく方向で検討する。</p>	<p>(①、②について) 職権消除及び転居先不明原簿と同様の取扱いを可能とする犬の年齢の決定に当たり、時間を要するとのことだが、どの程度の時間を要するかその理由を含めて明らかにしたうえで、提案の早期実現に向けて、具体的な検討内容及びスケジュールについてお示しいただきたい。</p> <p>(③について) 犬の国外転出時の手続については、犬の寿命に係るデータの収集、分析を行わずとも検討及び措置をすることができるのではないかと。提案の早期実現に向けて、具体的な検討内容及びスケジュールについてお示しいただきたい。</p>

# 重点事項に係る関係府省からの第1次回答及び主な再検討の視点

## 7. その他関係規定の見直しにより 多様なサービス提供や行政適正化・効率化等を図るもの

	提案	提案団体 (関係府省)	提案の概要	関係府省からの第1次回答の概要 ※フォローアップ案件は当該年の対応方針	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
43	<b>地域女性活躍推進交付金の市町村事業における交付方法の見直し</b> (地域女性活躍推進交付金交付要綱) 【要綱改正】	愛知県 (内閣府)	地域女性活躍推進交付金の市町村事業については、都道府県の予算計上を要することなく、国から市区町村への交付金の直接支払いを可能とする。 これにより、市区町村が地域女性活躍推進交付金を現行より早期に活用することができ、女性活躍推進に資する。	地域女性活躍推進交付金の市町村事業については、必要な手続や関係する事務処理について検討を行い、都道府県の予算計上を要しない直接補助にする方向で、関係機関との調整を行い、令和2年度以降に実施する事業について適用することを旨とする。	地域女性活躍推進交付金の市町村事業については、令和2年度以降に実施する事業から、都道府県の予算計上を要することなく、国から市区町村への直接交付が可能となるよう、具体的な検討内容及びスケジュールをお示しいただきたい。
44	<b>不動産鑑定士の登録等に係る都道府県経由事務の廃止</b> (不動産の鑑定評価に関する法律) 【法律改正】	愛知県 (国土交通省)	不動産鑑定士の新規登録、変更登録、死亡等の届出、登録の消除の際の申請書及び届出書について、申請者等が都道府県を経由して提出する義務付けを廃止することで、申請者等の利便性向上や都道府県の事務負担軽減に資する。	本件経由事務の廃止について、各都道府県や申請者等において支障がないことが確認できれば、地方分権一括法での改正を行う方向で検討する。	次の地方分権一括法案によって対応が可能となるよう、各都道府県や申請者等において支障がないことの確認を速やかに進めていただきたい。

# 重点事項に係る関係府省からの第1次回答及び主な再検討の視点

## 7. その他関係規定の見直しにより 多様なサービス提供や行政適正化・効率化等を図るもの

	提案	提案団体 (関係府省)	提案の概要	関係府省からの第1次回答の概要 ※フォローアップ案件は当該年の対応方針	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
45	<p><b>不動産取得税の課税に関し登記情報が電子データで都道府県に提供される仕組みの構築</b> (地方税法) 【法律改正】</p>	<p>千葉県、埼玉県 (総務省、法務省)</p>	<p>都道府県が行う不動産取得税の課税に関し、市町村が行う固定資産税の課税に係る地方税法第382条第1項と同様の規定を設けることにより、登記情報が登記所から都道府県に通知されるよう、地方税法を改正するとともに、この登記情報を電子データで活用できるようにオンラインで提供する。</p> <p>これにより、都道府県が行う不動産取得税の課税に係る業務の効率化が図られる。</p>	<p>【総務省】 現行制度では、不動産取得税に係る課税資料は固定資産税と密接に関連するため、市町村経由で収集することとされているところであり、都道府県が課税資料を市町村経由で収集できない理由や連携上の課題等についてよく伺いながら、法務省と必要な対応を検討してまいりたい。</p> <p>【法務省】 要望内容の実現に当たっては、登記所から都道府県に情報提供するための根拠規定の整理やシステムの整備が必要となることから、その必要性、費用対効果及び具体的な実現方法等について、総務省と検討を進めてまいりたい。</p>	<p>令和2年から、登記情報電子データがオンラインで登記所から市町村に提供される予定であり、市町村がこのオンラインで提供された登記情報電子データを都道府県に提供する方をまずは検討すべきであるが、その場合において、現行規定で対応可能かどうかも含め、法的根拠を明らかにした上で、あい路となっている課題を洗い出し、必要な対応や方策を検討いただきたい。</p> <p>また、併せて都道府県が登記所から登記情報電子データの提供を受ける方策についても検討すべきであり、現行の協力要請規定で対応可能かどうかも含め、法的根拠を明らかにしていただきたい。</p>